

「大崎事件」再審請求棄却決定に関する会長声明

鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）は、令和4年（2022年）6月22日、いわゆる大崎事件第4次再審請求事件につき、再審請求を棄却する決定をした（以下「本決定」という）。

大崎事件は、昭和54年（1979年）10月12日、鹿児島県大崎町の農道脇に転落し、前後不覚で道路上に横臥していた「被害者（義理の末弟）」が、午後9時頃近隣住民2名によって自宅に運ばれてきたところ、原口アヤ子氏（以下「アヤ子氏」という。）が、アヤ子氏の元夫、義弟を含めた計3名で共謀して同日午後11時頃「被害者」を殺害し、翌午前4時頃、その遺体を義弟の息子も加えた計4名で遺棄したとされる事件である。逮捕時からの一貫したアヤ子氏の無罪主張にもかかわらず、確定審においては「共犯者」とされたその余の3名の自白、義弟の妻の供述を主な証拠として、アヤ子氏に懲役10年の有罪判決が下された。

アヤ子氏は満期服役後、鹿児島地方裁判所に対して、これまで3度にわたり再審請求を申し立てており、第3次再審請求では、再審請求審、即時抗告審において、いずれも再審開始決定を勝ち取った。にもかかわらず、最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）が、令和元年（2019年）6月25日、「被害者」が帰宅した時点で死亡または瀕死の可能性があり、帰宅時の「被害者」の様子に関する近隣住民2名の供述が信用できない、それゆえ、「共犯者」3名の各供述の信用性に重大な疑義が生じるとした即時抗告審の決定は、法医学鑑定の問題点やそれに起因する証明力の限界を十分に考慮していないから「取り消さなければ著しく正義に反する」として、地方裁判所、高等裁判所のした再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却するという前代未聞の決定をした。

弁護団は、令和2年（2020年）3月30日、死亡時期について救命救急医の鑑定書、近隣住民2名の供述鑑定書を新証拠として、第4次再審請求を申し立てた。

しかし、第4次再審請求審の鹿児島地方裁判所は、申立てから2年弱という期間で5名の鑑定人の証人尋問を行い、現地での進行協議期日を実施する等の積極的な訴訟指揮を行ったにも拘らず、最高裁判所の決定に追従し、再審請求を棄却したのである。

アヤ子氏は現在95歳の高齢である。一刻も早く再審開始決定を勝ち取り、再審公判を開かねばならない。当会は、今後もアヤ子氏および弁護団の活動を、引き続き支援していく所存である。

2022年（令和4年）6月24日

兵庫県弁護士会

会長 中 上 幹 雄